

(3) いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう（いじめ防止対策推進法第二条）。

2 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、すべての児童が安心して安全な学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めなければならない。

本校では、家庭、地域、関係機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが認められる場合には迅速かつ適切にこれに対処するため、「中城小学校いじめ防止基本方針」を定める。

3 いじめ防止のための取組

いじめ防止のためには、本校の教職員が いじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとることができるようにすることが重要である。また、児童が安心して安全な学校生活を送ることができるよう、日々の教育活動の充実を図るとともに、学習活動については「わかる授業」「参加する授業」をめざし児童の成就感、達成感を高める必要がある。さらに、学級経営の力を高め、児童の居場所があり支持的風土のある学級づくりに取り組みたい。

(1) わかる授業づくり（すべての児童が参加・活躍できる授業）

- ① 基礎的・基本的事項の徹底習得
- ② 算数科における少人数指導
- ③ 言語活動の充実
- ④ 考える時間の設定

(2) 学習規律の徹底

- ① ベル席
- ② 正しい姿勢
- ③ 発表の仕方、聴き方

(3) 学級集団づくり

- ① 話し合い活動、学級活動の充実
- ② 居場所づくり、絆づくり

(4) 体験活動の充実

- ① 豊かな体験活動の設定
- ② 6年間を見通した計画

(5) 児童会活動の充実

- ① 学校行事への主体的な関わり
- ② クラブ・委員会活動の充実

(6) 人権教育、道徳教育の推進

- ① 一人一人のよさや違いを認め合える学習
- ② 命の大切さを知る学習
- ④ 毎週木曜日の村教育相談員によるカウンセリングの活用。
- ⑤ 毎月の児童理解部会において、各学年の気になる児童についての情報交換を行い共通理解を図り、支援のあり方について話し合う。

4 いじめの早期発見の取組

- (1) 朝・帰りの会や授業中などの教師観察
 - ・ 健康観察の際の声や表情
 - ・ 授業中の様子から
- (2) 教育相談活動
 - ・ 学期ごとにを設定し、学級担任と児童で話し合う（4月、10月、1月）。
 - ・ 学期に1回、「心のアンケート」を実施し、いじめの早期発見に努める。
 - ・ 悩み相談箱「ハートフルボックス」を保健室前に設置し、児童の悩みや不安の相談に対応する。
 - ・ 毎週木曜日の村教育相談員によるカウンセリングの活用。
 - ・ 毎月の児童理解部会において、各学年の気になる児童についての情報交換を行い共通理解を図り、支援のあり方について話し合う。
- (3) Q Uテストの実施
 - ・ 年2回実施し、学級の間人関係や学級の雰囲気についての参考資料とする。

5 発見したいじめへの組織的対応

いじめ行為が発見された場合は、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止校内委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など問題の解決までを組織的に行う。

(1) いじめ防止のための校内組織

<校内構成員> 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当員（養護教諭）、学年主任、その他関係職員

<校外構成員> 教育相談員、教育委員会指導主事、関係機関の助言者

(2) いじめ対応の留意点

- ① いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ② 校長はいじめ報告を受けた場合は、「いじめ防止校内委員会」を招集し、適切な役割を行い、被害児童のケア、加害児童及び関係児童の聞き取り等を行い、対応方針を決定する。
- ③ いじめられた児童のケアは、養護教諭、教育相談員、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら連携を図り問題の解決に当たる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。○ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |
|--|

(2) 対応策

- ① 事実関係を明確にするための質問紙調査等を行う。
- ② いじめを受けた児童やその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- ③ 教育委員会への報告を行う。